みずほブランド認定要綱

（平成２４年１月３０日
告示第　　１１　号）

（目的）

第１条　この要綱は、町の区域内（以下「町内」という。）で生産され、又は製造される食品、工芸品、農産物等（以下「食品等」という。）をみずほブランドとして認定し、及び広く宣伝することにより、町内産業の振興に寄与するとともに、郷土愛の精神及び町民意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）みずほブランド　町長が、町内で生産され、又は製造される食品等で、町を代表するものとして認定するものをいう。

（２）名産品　みずほブランドのうち、食品、工芸品等をいう。

（３）特産品　みずほブランドのうち、農産物の一次産品をいう。

（資格）

第３条　みずほブランドの認定を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（１）町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人若しくは町内に所在する事業所に勤務している者であること。

（２）食品等の生産又は製造若しくは販売に当たり、関係法令に違反していないこと。

（３）第三者からの苦情、要望等に対し、適切に処理が行えること。

（申請手続）

第４条　申請者は、みずほブランド認定申請書（様式第１号）に申請に関する資料等を添えて、町長に申請しなければならない。

（選定）

第５条　町長は、前条の申請があったときは、次に掲げる基準により選定を行うものとする。

（１）町内で生産され、又は製造されていること。

（２）町内で販売されていること。
（３）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和２５年法律１７５号）、特許法（昭和３４年法律１２１号）、商標法（昭和３４年法律１２７号）その他関係法令に適合していること。
（４）法令又は生産者、製造者等で構成する組合、業界等において製造基準、表示義務等が定められたものであるときは、当該製造基準、表示義務等を満たしていること。
（５）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める基準に適合すること。

（認定）

第６条　町長は、前条の選定により、適当と認めるときは、申請者にみずほブランド認定書（様式第２号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

２　町長は、前条の選定により、不適当と認めるときは、みずほブランド認定却下決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（認定期間）

第７条　みずほブランドの認定期間は、前条の認定書の交付の日から起算して５年とする。ただし、認定の更新をしたみずほブランドの認定期間については、第１０条第４項の規定による。

（認定料）

第８条　第６条の認定書を交付された者（以下「認定者」という。）は、町長に認定料を納付するものとする。

２　認定料は、５，０００円とし、町長が指定する方法で納付するものとする。

（証票の表示）

第９条　認定者は、別に定めるみずほブランド証票を認定品、容器包装等に表示するものとする。

（認定の更新）

第１０条　第７条に規定する認定期間は、認定者が当該期間が満了する日の６０日前までに、みずほブランド認定取消し申請書（様式第４号)により認定の取消しを町長に申請する場合を除くほか、

自動的に更新されるものとする。
２　第５条の各号の基準は、前項の認定の更新について準用する。
３　町長は、第１項に規定する更新を行った場合は、当該更新がされた者（以下「更新認定者」という。）に改めてみずほブランド認定書を交付する。
４　更新後のみずほブランドの認定期間は、第７条の認定期間の満了する日の翌日から起算して５年とする。
５　前条の規定は、更新認定者について準用する。
（支援等）
第１１条　町は、認定者（更新認定者を含む。以下同じ。）からの求めにより、みずほブランドの販売促進に係る情報、物品等を提供するものとする。
２　更新認定者は、前項に規定する情報、物品等の提供を受けようとするときは、認定の更新後６０日以内にみずほブランド支援申請書（様式第５号）を町長に提出し、及び支援料を納付するものとする。
３　支援料は、５，０００円とし、町長が指定する方法で納付するものとする。
４　町長は、第２項の規定による申請書の提出及び支援料の納付があったときは、みずほブランド支援決定通知書（様式第６号）により当該更新認定者に通知するものとする。
（認定の変更）
第１２条　認定者（更新認定者を含む。以下同じ。）は、認定品に変更があるときは、みずほブランド認定内容変更申請書（様式第７号）に当該変更に関する資料等を添えて、町長に申請しなければならない。
２　町長は、前項の申請があった場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは、みずほブランド認定内容変更決定通知書（様式第８号）により認定者に通知するものとする。
（認定の取消し）
第１３条　町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。
（１）認定者が、みずほブランド認定取消申請書により町長に申請

したとき。
（２）認定基準に適合しなくなったとき。
（３）偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
（４）品位、信用等を著しく損なう行為があったとき。
（５）生産又は製造若しくは販売を中止したとき。
（６）前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。
２　町長は、認定を取り消すときは、みずほブランド認定取消決定通知書（様式第９号）により、認定者に通知するものとする。この場合において、既納の認定料又は支援料は、返還しないものとする。

（調査）

第１４条　町長は、必要があると認めるときは、認定品の調査を行うことができる。
２　認定者は、前項の調査に協力し、及び指示に従うものとする。

（認定者の責務）

第１５条　認定者は、第１条に規定する目的に協力するよう努めなければならない。
２　認定者は、第６条の認定書を事業所、販売店等に掲示するものとする。
３　認定者は、認定品、認定品の流通又は販売等に問題が生じたときは、一切の責任を負うものとする。この場合において、認定者は、速やかに、町長に当該問題が生じた事実について報告するものとする。
４　認定者は、町内の行事に積極的に参加するものとする。

（広報）

第１６条　町長は、認定品について広報その他の手段により、広く紹介するものとする。

（委託）

第１７条　町長は、この要綱に規定する事務の一部を委託することができる。

（補則）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（申請の効力に関する経過措置）

２　この告示の施行の際現に改正前のみずほブランド認定要綱の規定によってされた申請は、この告示による改正後のみずほブランド認定要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定によってされた申請とみなして、改正後の要綱の規定を適用とする。

附　則（平成２９年３月２９日告示第５７号）

（施行期日）

１　この告示は、告示の日から施行する。

（申請の効力に関する経過措置）

２　この告示の施行の際現に改正前のみずほブランド認定要綱の規定によってされた申請は、この告示による改正後のみずほブランド認定要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定によってされた申請とみなして、改正後の要綱の規定を適用とする。